

学校法人 札幌学院大学ガバナンス・コード

令和2年9月18日制定

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与すると共に、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人札幌学院大学（前身の札幌文科専門学院）は、第二次世界大戦後、いかに生きるべきかを模索する若者たちの中から「北海道に文系の大学を創ろう」という声が沸き起こり、意欲溢れる若者とその声に共感する教職員によって1946年に札幌の地に誕生致しました（札幌文科専門学院、札幌短期大学、札幌商科大学、札幌学院大学へと発展、現在に至る）。開学時に掲げられた建学の精神に込められた息吹きと気概に基づき、適切なガバナンスを確保した上で、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化することにより本学の魅力を高め、価値の向上を図ります。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・大学の理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

建学の精神 「学の自由」「独創的研鑽」「個性の尊重」

大学の理念 自律・・・自律する力を育てる大学
人権・・・人権を尊重する大学
共生・・・地域と共生する大学
協働・・・構成員で創りあげる大学

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像（教育目標）

建学の精神・理念に基づく人材像（教育目標）は次のとおりです。

1. 自律した人間の育成

自ら意欲をもって学び、自らの職業と人生とを主体的に切り拓くことのできる自律した人間の育成

2. 豊かな人間性の育成

幅広い教養に基づく豊かな人間性と個性とを備えた人間の育成

3. 社会を担いうる人間の育成

自ら主体的に課題を探求し、広い視野に立って柔軟かつ総合的に判断する能力を備えた社

会に貢献しうる人間の育成

4. 専門職業人の育成

大学院においては、専門領域の高度な学識と技能を身につけることを通して、専門職業人として社会の先端で活躍できる人間の育成

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学、大学院の教育目的及び研究目的

大学の教育目的

札幌学院大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養し、深く専門的学術を教授、研究することによって広く人類社会の福祉に献身し、特に北海道の産業の発展及び北海道の社会文化並びに道民の福祉の向上に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

大学院の教育目的

札幌学院大学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、もって文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

研究目的

1. 独創的研究の推進

人類社会の持続可能な発展を目指し、それぞれの専門分野において自由で個性的な発想に基づく独創的な学術研究を推進し、真理の探究および知の創造に貢献する。

2. 学際的研究と社会連携

現代的諸課題の多面的・複合的性格に鑑み、狭隘な専門分野の枠をこえる学際的研究や産官学の社会連携に基づく学術研究を推進する。

3. 地域的諸課題の解決

地域社会に深く根ざす大学として、所有する知的・人的資源を最大限に活用し、他の諸機関とも連携しつつ、地域的諸課題の発見および解決のための学術研究を積極的に推進する。

② 学部・学科・研究科の目的及び教育目標

経済経営学部 経済学科

経済学を中心に幅広く社会科学分野の知識を深め、国際的視野と地域的視点を持って現代経済を多角的に分析する能力を養い、その知識と分析能力を活用して地域や産業の発展に貢献する人間を育成することを目的とする。

教育目標

ア 経済学を中心とする社会科学分野の知識、思考能力を身につけ、産業の発展に積極的に取り組む人間の育成。

- イ 経済学の知識を身につけ、日常生活を豊かにする専門教養を培う。もって現代経済の諸問題を理解し、幸福な日常を営む生活者の育成。
- ウ 経済学を中心に幅広く社会科学分野の知識を深め、市民社会の形成に主体的に参加する自律した人間の育成。

経済経営学部 経営学科

問題発見・問題解決の学問としての経営学を学びの核としながら、会計学と金融論の知識と分析手法を修得することで組織と地域の発展に貢献し、また異文化理解の能力とコミュニケーション能力を高めることでグローバル化に貢献できる人間を育成することを目的とする。

教育目標

- ア 経営学の分析手法を学び活用することで、時代の変化に適応しうる力を身につけた人間の育成。
- イ 授業や文献での学びに加え学外での実践教育を通じた、現代社会で求められる協働、コンプライアンス、社会貢献の精神を身につけた人間の育成。
- ウ ビジネスのグローバル化で求められる分析能力とコミュニケーション能力を身につけ、組織と地域、そして国際関係に貢献できる人間の育成。

経営学部 経営学科

経営実践の学修を通じて高度なマネジメント能力と戦略的思考を育み、高いモラルとコンプライアンス精神を持ち、地域の自立的な経済・社会の発展の新たな基盤形成に貢献しうる人材の育成を目的とする。

教育目標

- ア 変化する現実に適応可能なマネジメント能力を開発する。
- イ ビジネス実践におけるモラルとコンプライアンス精神を育成する。
- ウ 環境適合・持続可能性の視点と行動における戦略的思考を育成する。
- エ 実践教育を通じて協働の精神と自律する力を育成する。

経営学部 会計ファイナンス学科

会計とファイナンスの領域における経営実践の学修を通じ、会計とファイナンスの領域にまたがる幅広い知識を身に付け、社会的ニーズをサポートする豊かな知識と高度なモラルを併せ持つ人材の育成を目的とする。

教育目標

- ア 会計とファイナンスの知識をベースとしたマネジメント能力を開発する。
- イ 会計人、金融ビジネスパーソンとしてのモラルとコンプライアンス精神を育成する。
- ウ 会計とファイナンスの総合的な知識による環境適応能力を育成する。
- エ 協働の精神と自律する力を持った会計人、金融ビジネスパーソンを育成する。

経済学部 経済学科

複雑に変化する現代経済とその諸問題を探求しつつ、学生の豊かな人間性を涵養し、経済学を中心に、法律学や情報学や社会学などの社会科学分野の知識を深め、国際的視野と地域視点を持って経済を分析する能力を高め、その知識や分析能力を活用し、同時に、異文化理解を深め、社会や産業の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

教育目標

- ア 経済学を中心に、法律学や情報社会など社会科学分野の分析能力を修め、産業社会で活躍する人材を育成する。
- イ 経済学を中心に、法律学や情報社会などの社会科学分野の専門知識を身につけ、日常生活を豊かにする教養を培う。
- ウ 経済学・法律学・情報学・社会学に関連した領域を総合的に修め、市民社会の形成に参加する自律した人間を育成する。

人文学部 人間科学科

人間尊重の精神のうえに立ち、「人間とは何か」をたえず問いかけながら、人間そのものと人間を取り巻く社会的・教育的・文化的諸問題について、個別学問の基礎知識と専門性を踏まえたうえで幅広く総合的に考えることを目指している。また、単なる理論だけではなく体験学習や実習を重視することによって、人間に関する広い視野を持つとともに専門性を持った職業人を養成し、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

教育目標

- ア 人間についての幅広い基礎知識の習得を助け、それぞれの専攻ごとの専門性を養成する。
- イ 自らの論拠と主張をわかりやすく説明する思考力と表現力、周囲と協力して課題解決に向かう力を養う。
- ウ 広い視野と実践力で現代の人間と社会の再生に貢献しようとする姿勢を涵養する。

人文学部 英語英米文学科

高度な英語運用能力を養成しつつ、英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学のそれぞれの学問領域を体系的に学び、人間性と人間文化への豊かな理解を育み、国際化される地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

教育目標

- ア TOEICスコアCレベル（470 から 730 点）以上の英語能力養成を目指す。
- イ 本学科の専門分野である英語学・英米文学・英米地域研究・異文化コミュニケーション学における深い知識を養成する。
- ウ 積極的に国際交流活動に参加する機会を用意する。
- エ 国際化される地域社会、国際社会に貢献できる人材を育成する。

人文学部 こども発達学科

子どもの発達と教育の基礎理論の学習と実践的演習の体験を通して、豊かな人間性を備え、子どもを共感的な視点でみつめ、支援できる人材を養成する。特に、乳幼児の活動や相互作用、児童の好奇心・思考力等の基礎的知識はもとより、彼等の健康、文化に関する発展的理解を通じ、小学校の教育、地域における子育て支援等に貢献しうる実践的力量を養うことを目的とする。

教育目標

- ア 子どもの身体・感情・思考、社会的相互作用を含む発達の全体像に関する基礎的理解を養う。
- イ 子どもの健全な育成に関する関心・意欲を高め、彼等の学力とその基盤となる健康、文化に関する現代的課題を実践的に解決する能力を養う。
- ウ 小学校教諭一種免許状、保育士等の資格を取得し、小学校教諭、地域における子育て支援の指導者を養成する。

心理学部 臨床心理学科

自分、家族、地域そして社会のために心の健康を理解し推進できる人材となり、長きにわたり活躍できるべく、心理学的支援、認知科学、精神保健福祉学の学びを通して客観的に問題を理解する視点、人と関わる基本的な態度、自立した自我を身に付けられるよう育成することを目的とする。

教育目標

- ア 心理学的支援の土台となる「自己肯定感」「協働する力」「自己省察力」を育成する。
- イ 心理学的支援の柱となる「調査研究力」「コミュニケーション力」「心理的・福祉的援助スキル」を育成する。
- ウ 文理融合学問としての心理学を中心に幅広い教養を身につける。
- エ これらをもって、心理学的支援を理解し推進できる人材として社会で長く活躍できる力を育成する。

法学部 法律学科

法と政治をめぐる諸問題を考察することで、それらを解決する論理的な思考力と人権を尊重する態度を学び、地域社会とグローバル社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

教育目標

- ア 法学の専門知識とともに、政治学等の隣接諸科学の基礎知識をも修得させること。
- イ ゼミナール等において、客観的に事象考察し論文等にまとめる能力と共に、発表し討論するコミュニケーション能力を身につけること。
- ウ 現代社会が抱える諸問題の解決に向け、グローバルからローカルに至る様々なところで他者とともに行動する能力を身につけること。
- エ 最初の目標を達成した後、さらなる資格・検定試験の合格に向け挑戦する気概をもって学び続けること。

大学院法学研究科

国際社会及び地域社会において、当面する法的・政治的諸問題に対処するため、法律学・政治学との連携を図りながら、事象の歴史と理論を深く研究することによって、そこで得た知識を健全な社会の発展に役立てることのできる研究者及び高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

- ア 法学や政治学に関する高度な専門的素養を培い、将来、大学や研究所などで研究、教育に従事する能力を備える。
- イ 現実の社会において有用な高度の理論と実務能力を備えることによって、行政や民間企業の法務分野あるいは税法務分野で、活躍しうる人材を育てる。
- ウ 高度な教育資格を取得し、“心身ともに健康な国民の育成”という使命を担いうる能力を開発する。

大学院臨床心理学研究科

臨床心理学を中心に心理臨床に関連する諸分野との連携を得ながら、様々の心の問題を心理臨床の視点から取り上げ、公認心理師及び臨床心理士という高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

- ア 教員と大学院生が共に成長するような教育環境のなかで豊かな心を育てる。
- イ 事例研究を中心とした実践教育を通して臨床心理的な素養を身につける。
- ウ 実践の成果を研究報告としてまとめられるような能力を養う。
- エ 研究成果あるいは実践活動を通して地域社会に貢献できる人材を育成する。

大学院地域社会マネジメント研究科

地域社会の諸課題を解決するため地域社会の創造的プロジェクト開発と実践的マネジメントを研究対象とし、経済・金融分野、企業経営分野、地域・まちづくり分野及び会計分野のそれぞれの分野において当該研究・教育を通じて自立・持続可能な地域社会形成の担い手となりうる高度の専門性を備えた職業人を養成することを目的とする。

- ア 社会人の再教育と人材育成を目指す生涯学習的役割を有するカリキュラムを構築し、ユニバーサルアクセスの具現化を図る。
- イ 領域横断的な有機的カリキュラムを構築し、総合的能力を持つ人材を育成する。
- ウ 地方自治体・NPO等のスタッフのキャリアデザインに資するカリキュラムを構築し、地域コミュニティ創生のマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- エ 他研究科との連携強化によるカリキュラム構築を図り、税務会計・地域企業経営等の実践的なビジネスマネジメント能力を持つ人材を育成する。
- オ 地域社会との双方向的交流、協働を多面的・積極的に担いうる能力を涵養するカリキュラムを構築し、学際的・統合的能力を備えた人材を育成する。

1-3 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常任理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制
 - コ その他

1-4 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事長、理事及び常任理事会の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。また、学校法人の円滑な運営を図るため、常任理事会を置きます。

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。

② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人札幌学院大学監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。

③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。

② 監事は2名置くこととします。

③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人札幌学院大学監事監査規程を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人札幌学院大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査室が相互に連携し、監査結果に対する三者協議を実施して監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から、監事間の連携を密にする為の打合せの場を確保します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ 監事が評議員会、理事会、経営に関する重要な会議等において、積極的な意見陳述ができる仕組みを構築します。以上の重要な会議等に出席できない場合は、監事の意見書をもって、意見陳述を可能にします。
- ⑥ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ 収益事業に関する重要事項
- ⑨ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 議決事項

次に掲げる事項については、議決を要します。なお、議長及び特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 役員 の 解任
- ② 評議員（第3号）の選任
- ③ 評議員の解任

- ④ 解散
- ⑤ 合併
- ⑥ 寄附行為の変更

(3) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(4) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(5) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア この法人の役員及び教職員のうちから、理事会において選任された者

イ 札幌文科専門学院、札幌短期大学、札幌商科大学又は札幌学院大学を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任された者

ウ 学識経験者のうちから、評議員の過半数の議決をもって選任された者

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会及び評議員会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

(3) 学校法人の教職員のうちから選出された評議員の役割について

1969 年 4 月に導入された※明和体制（全学教職員大会）の想いを継承し、教職員の代表者としての自覚を持ち、学園運営における学内意思の集約とその実現に努めます。

※「明和体制」

札幌商科大学開学後、財政危機に陥った本学園において、全教職員が学園の全活動（教学のみならず経営全般をも）を主体的に担うことによって危機を突破すべく当時の理事長、副理事長によって提起され、教職員が一致してこれを受け入れることによって、1969 年 4 月から実施された本学園の運営体制。教職員のすべてが等しく学園運営の主体となる、というこの体制の特質は、学長から

新職員まで等しく一票を行使して学園予算案（理事会に提出する原案）、教職員採用枠、学費、勤務条件、重要案件（土地購入、将来計画等）の教職員としての意思決定を行った全学教職員大会（体制移行後約10年間は、かなり頻繁に開かれた）に、もっとも端的に表現された。（『札幌学院大学50年史通史編』P.434より）

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、札幌学院大学長の職務、任期及び選任等に関する規程に基づき、「理事会が行う」とあり、同規程において、「学長は、札幌学院大学を代表し、学務について責任を負う。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、本学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等について学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養し、深く専門的学術を教授、研究することによって広く人類社会の福祉に献身し、特に北海道の産業の発展及び北海道の社会文化並びに道民の福祉の向上に貢献し得る人材を育成する」という目的を達成するため、本学の理念を尊重し、リーダーシップを発揮して、大学運営を統括します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 教職員が、学長方針、大学の中期的な計画、学校法人の経営情報を十分理解できるよう、学長は、これらを迅速かつ積極的に周知し共有することに努めます。
- ④ 学長は、教職員から意見を聴取し、学長方針及び大学の中期的な計画の策定へ活かします。また、学長は、学長方針及び大学の中期的な計画の進捗と成果を定期的に評価・修正し、大学運営を改善します。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置き、札幌学院大学組織規程に基づき、副学長は、学長の職務を補佐し、学長から委任された特定の業務を遂行します。
- ② 札幌学院大学組織規程に基づき、学部長は、所属学部を代表するとともに、議長として学部教授会を主宰し、その決定の執行に責任を負います。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究に関わる重要事項を審議するために教授会を設置しています。教授会は学校教育法第93条に基づき、定められた事項について学長が決定するに当たり、審議を行う機関です。審議を行う事項については札幌学院大学学則に定めています。

(2) 教授会は、入学者の受け入れ方針に基づく入学生の受け入れ、教育課程編成方針に基づく学生の教育研究、学位授与方針に基づく学位授与の実施に責任を負います。また教授会は所属する教員の

研究教育活動に責任を負います。教授会は、その責任を果たすため、学長から委任された範囲でそのために必要な学務を行います。学長は、学部の学務に対する自主性と自律性を尊重し、大学運営を行います。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任理事会は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整

備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教職員はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、教職員としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

(3) 求める教員像

1. 本学の理念や教育目標及び各学部・研究科の諸目標を理解し、その達成に向け真摯に取り組む教員
2. 専攻分野に関する優れた知識及び経験を活かし、学生の学びと成長を支援する教員
3. 地域に開かれた大学の一員としての役割を果たし、地域社会の発展に貢献する教員

(4) 理想の職員像

1. 札幌学院大学の理念を実現するため、主体的に考え、協働して業務に取り組む職員
2. 一人ひとりの学生の個性を尊重して成長を支援し、社会に貢献する人材を育む職員
3. 札幌学院大学職員としての自覚と誇りを持ち、自ら意欲を持って学び成長し続ける職員

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

社会貢献の目標

1. 地域社会への貢献

大学に対する社会的要請に敏感に応答し、知的・人的資源の地域社会への還元はもとより、人的交流、共同研究、施設開放などを通して、地域社会の環境保全、産業育成、経済振興、教育・文化および福祉の向上などに積極的に寄与することによって、地域社会に開かれた大学としての役割を果たす。

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

2. 国際交流と国際貢献の推進

地域社会への貢献にとどまらず、国際社会にまで視野を拡大し、世界に開かれた大学として、各国の大学や研究機関と学術交流を行い、海外提携先との間で学生の交流・交換を推進し、また国際社会に知的・人的資源を供給することによって、相互理解の促進および国際社会の発展に貢献するよう努める。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

- ア 大規模災害
- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ウ 感染症
- エ その他

- ② 災害防止、不祥事、感染症等防止対策に取り組みます。

- ア 学生・生徒等の安全安心対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オ 感染症対策
- カ その他のリスク防止対策

- ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な

労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断で最大限公開に努めます。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携並びに産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期的な計画
 - イ 経営改善計画
 - ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 学校法人札幌学院大学情報公開規程に基づき、情報を公開します。
- ② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

附 則

このガバナンス・コードは令和 2 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

このガバナンス・コードは令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガバナンス・コードは令和 3 年 9 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

このガバナンス・コードは令和 5 年 6 月 15 日から施行する。